

災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び●●（以下「乙」という。）は、災害発生時において甲が行う医薬品、衛生材料、医療器具等（以下「医薬品等」という。）の調達に乙が協力することに関し、次の条項により、協定を締結する。

（要請及び医薬品等の供給）

第 1 条 甲は、災害発生時において医薬品等を確保する必要があるときは、乙に対し、医薬品等の調達について協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り当該要請に係る医薬品等を甲に供給するものとする。

（要請の方法）

第 2 条 前条第 1 項の規定による要請は、電話等によることができるものとする。

（連絡）

第 3 条 乙は、第 1 条第 1 項の規定による要請があったときは、速やかに供給することができる医薬品等の品目及び数量を甲に連絡するものとする。

（搬送）

第 4 条 医薬品等の搬送は、乙が行うものとする。

2 医薬品等を搬送する場所は、甲が指定する。

3 乙は、必要に応じ、医薬品等の搬送について甲に協力を求めることができる。

（引渡し）

第 5 条 乙は、医薬品等を搬送したときは、その品目及び数量について甲の確認を受けた上で当該医薬品等を引き渡すものとする。

（代金及び搬送費用）

第 6 条 医薬品等の代金及びその搬送に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の代金は、災害発生時の直前の適正な市場価額により算出するものとする。

（代金の支払い）

第 7 条 甲は、乙から医薬品等の代金及びその搬送に要した費用の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（有効期限）

第 9 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日の 2 箇月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申出がない限り、この協定は更に 1 年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲

東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号
世田谷区
代表者 区長

乙

※本協定書を下記の相手方と平成 2 8 年 3 月 2 8 日付で締結している。

- ・相手方 世田谷区千歳台四丁目 1 3 番 6 号
アルフレッサ株式会社支店長
- ・相手方 世田谷区代沢三丁目 1 5 番 1 号
株式会社スズケン支店長
- ・相手方 世田谷区弦巻一丁目 1 番 1 2 号
株式会社バイタルネット支店長
- ・相手方 世田谷区若林三丁目 3 5 番 1 3 号
株式会社マルタケ西部営業所所長
- ・相手方 川崎市高津区千年1200-1
株式会社メディセオ世田谷支店支店長
- ・相手方 世田谷区代沢五丁目 2 番 1 号
東邦薬品株式会社世田谷営業所所長

〔資料協定第 44〕

災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び佐藤商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時において甲が行う医薬品、衛生材料、医療器具等（以下「医薬品等」という。）の調達に乙が協力することに関し、次の条項により、協定を締結する。

（要請及び医薬品等の供給）

第 1 条 甲は、災害発生時において医薬品等を確保する必要があるときは、乙に対し、医薬品等の調達について協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り当該要請に係る医薬品等を甲に供給するものとする。

（要請の方法）

第 2 条 前条第 1 項の規定による要請は、電話等によることができるものとする。

（連絡）

第 3 条 乙は、第 1 条第 1 項の規定による要請があったときは、速やかに供給することができる医薬品等の品目及び数量を甲に連絡するものとする。

（搬送）

第 4 条 医薬品等の搬送は、乙が行うものとする。

2 医薬品等を搬送する場所は、甲が指定する。

3 乙は、必要に応じ、医薬品等の搬送について甲に協力を求めることができる。

（引渡し）

第 5 条 乙は、医薬品等を搬送したときは、その品目及び数量について甲に確認を受けた上で当該医薬品等を引き渡すものとする。

（代金及び搬送費用）

第 6 条 医薬品等の代金及びその搬送に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の代金は、災害発生時の直前の適正な市場価額により算出するものとする。

（代金の支払い）

第 7 条 甲は、乙から医薬品等の代金及びその搬送に要した費用の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日の 2 箇月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申出がない限り、この協定は更に 1 年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成26年10月23日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
甲 世田谷区
代表者 区長

東京都世田谷区下馬五丁目28番5号
乙 佐藤商事株式会社
代表者 代表取締役